

内閣府大臣官房

障害者雇用専門支援員等（非常勤一般職国家公務員）の募集について

内閣府大臣官房人事課では、次のとおり障害者雇用専門支援員等の募集を行います。

1. 採用予定官職

上席障害者雇用専門支援員又は障害者雇用専門支援員 ※非正規雇用

2. 業務内容

- ・内閣府本府に勤務する障害者である職員に対する支援
- ・障害者である職員及び関係部局並びに障害者就業・生活支援センター等との連絡調整
- ・関係部局等への障害者雇用に関する助言及び指導並びに情報提供
- ・その他内閣府の障害者雇用に必要なと認めるもの

3. 募集人数

1名

4. 募集対象

以下の要件に該当する方。年齢不問。

- (1) 大学卒業程度の学歴又はこれと同等以上の学力を有すること
- (2) 障害者雇用に関し、資格又は業務経験などを通じて一定の知見を有すること
- (3) 障害者の就労支援関係業務に従事した経験が概ね5年以上あること

なお、以下に該当する方は応募できません。

- (4) 日本国籍を有しない者
- (5) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 給与等

日額 10,900円～20,000円

（資格、経験、業績、担当する業務等により上席障害者雇用専門支援員又は障害者雇用専門支援員のいずれかに格付けし、給与額を決定。）

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

- * 通勤手当支給（1か月あたり上限 150,000 円）※マイカー通勤不可
- * 健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、雇用保険は加入要件に従う
- * 原則毎月16日支給（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）
- * 賞与・昇給なし

6. 身分・服務

一般職国家公務員（非常勤）。国家公務員法を適用。

7. 採用予定日及び雇用期間

（1）採用予定日

令和8年7月1日以降

※採用日については、御相談の上、決定させていただきます。

（2）雇用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※採用日については、御相談の上、決定させていただきます。

※勤務実績等に応じて再採用される可能性があります。

8. 勤務時間等

1日5時間45分（10:00～12:00 及び 13:30～17:15）

土・日・祝日及び年末年始は休み。

※勤務日数や勤務時間は、上記を原則としますが、御相談により変更可能。

9. 勤務地

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎又は中央合同庁舎第8号館

※必要に応じて内閣府の他の庁舎において勤務する場合があります。

10. 応募方法

（1）提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・写真貼り付け（6か月以内に撮影したもの）
- ・日中確実に連絡が付き連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

② 業務経歴書

- ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由。A4横書き。（氏名を記入してください。）
- ・4の応募要件(2)及び(3)に掲げた事項について詳細が分かるように具体的内容を記述すること。

(2) 提出方法及び書類送付先

郵送（封筒の表面に、朱書きで「**障害者雇用専門支援員応募書類在中**」と記載のこと。）

（送付先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房人事課 障害者雇用専門支援員採用担当 宛て

(3) 提出締切

令和8年6月1日（月）（必着）

※選考は順次行い、採用内定者を決定し次第、締切りとさせていただきます。

1.1. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※選考は、応募の書類が届き次第、随時行います。

※書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うことになった方にのみ、面接の日時・場所等を連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません（責任廃棄）。

1.2. その他

採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きを行っていただく必要があります。

1.3. 問合せ先

内閣府大臣官房人事課 障害者雇用専門支援員採用担当

電話（03）5253-2111 内線31315